

神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人神戸市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に対し、補助金を交付することにより、会の円滑な運営を図り、もって学校歯科保健の改善推進を図ることを目的とする。

(補助金の対象)

第2条 この補助金の対象は、歯科医師会が実施する学校歯科保健に関する事業経費を対象とする。

(補助金の額)

第3条 この補助金の額は、毎年度予算の範囲内で定めることとし、その補助率は事業経費の2分の1とする。ただし、補助金の額は20万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 歯科医師会が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請当該年度に係る事業計画書
- (2) 申請当該年度に係る収支予算書
- (3) 申請前年度に係る収支決算書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付の決定をし、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

(事業成果の報告)

第6条 歯科医師会は、補助金の交付を受けた年度にあつては、その年度の終了後速やかに補助金交付に係る事業の成果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、補助事業完了に係る前条の成果報告があつたときは、当該報告に係る書類の審査等により、当該補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第3号様式）により歯科医師会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の額の確定を行ったのち、歯科医師会からの補助金交付請求書（第4号様式）により補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払いすることができる。

(補助金の取り消し)

第9条 市長は交付の決定を受けた歯科医師会が、次のいずれかに該当すると認めるときは、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取り消したときは、歯科医師会に対し、補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により、交付決定を取り消したときは、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(帳簿の備付け)

第11条 歯科医師会は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。